

2010

ワールド・ソーラーカー・ラリー



レギュレーション

WSR組織委員会

目 次

《総 則》		5	
第 1 条	大会名称	第 7 条	後 援
第 2 条	開催主旨・理念	第 8 条	協 賛
第 3 条	主 催	第 9 条	大会組織図
第 4 条	主 管	第 10 条	大会役員
第 5 条	開催期日	第 11 条	事務局
第 6 条	開催場所		
 ◆◇ ワールド・ソーラーカー・ラリー ◇◆			
《第 1 章》	運 営		8
第 1 条	プログラム	第 8 条	異議申立て
第 2 条	大会の名称及び概要	第 9 条	事実認定
第 3 条	主 催	第 10 条	ブリーフィング
第 4 条	主 管	第 11 条	競技車両の識別
第 5 条	日程及び開催地	第 12 条	I D カード
第 6 条	費 用	第 13 条	公式通知
第 7 条	規定の改正		
《第 2 章》	エントリー		9
第 14 条	参加資格	第 17 条	申込み期間
第 15 条	クラス	第 18 条	エントリー内容の変更
第 16 条	チームの代表者及び ドライバーの資格	第 19 条	ドライバーの体重
《第 3 章》	参 加 料		11
第 20 条	エントリーフィー		
《第 4 章》	保 険		11
第 21 条	損害の補償		
《第 5 章》	車両の仕様		11
第 22 条	動力・ソーラーパネル	第 25 条	スタビリティ
第 23 条	バッテリー	第 26 条	競技車両の仕様
第 24 条	バッテリーの保管	第 27 条	データシート
《第 6 章》	公 式 車 両 検 査		14
第 28 条	不正行為	第 30 条	必要書類
第 29 条	公式車両検査		

《第 7 章》 競 技		15
第 31 条 走行	第 37 条 走行記録	
第 32 条 スタート	第 38 条 計時	
第 33 条 ゴールの最終期限	第 39 条 移動、牽引、運搬	
第 34 条 スケジュール	第 40 条 リタイア	
第 35 条 コース指示	第 41 条 コントロールポイント	
第 36 条 コースの変更・修正	第 42 条 マナー	
《第 8 章》 サービス		17
第 43 条 サービス		
《第 9 章》 コースマーシャル		17
第 44 条 コースマーシャル		
《第 10 章》 車体に付ける表示		17
第 45 条 取り付け義務のある表示		
《第 11 章》 広告及び結果の公表		18
第 46 条 広告	第 47 条 結果の公表	
《第 12 章》 夜間の保管		18
第 48 条 夜間の保管		
《第 13 章》 レース結果		18
第 49 条 優勝及び入賞の決定	第 51 条 最終結果	
第 50 条 途中経過		
《第 14 章》 違反・義務不履行・ペナルティ		18
第 52 条 審査委員会による	第 53 条 失格	
審議の対象となる行為		
《第 15 章》 賞		19
第 54 条 賞典		
《第 16 章》 本規定の適用と補足		19
第 55 条 本規定の解釈	第 56 条 公式通知の発行	
《附 則》 適用の期日		20
【ペナルティリスト】		20
参 加 要 項		23

總則

《総 則》

第 1 条 大会名称

本大会を『ワールド・ソーラーカー・ラリー』(略称『W.S.R.』)と称する。

第 2 条 開催趣旨・理念

- 1) 太陽(ソーラー)のクリーン・エネルギーの開発と活用の促進を図るとともに、次代を担う若者たちにロマンと夢を、そしてエンジニアに技術実験の場を提供する。
 - 2) ソーラーエネルギーの有用性・可能性を広く全国・全世界に情報発信し、環境・エネルギー問題への関心を高める。
 - 3) 美しい地球を守り次世代に引き継ぐため、共通の目的に取り組む仲間(太陽とともにだち……)の輪を更に大きくする。
- 2 メーン・テーマ 『クリーン・エネルギーの探求とニューテクノロジーの挑戦』
3 キャッチ・フレーズ 『太陽とともにだち……』

第 3 条 主 催

『ワールド・ソーラーカー・ラリー組織委員会』(以下『組織委員会』と称す。)

(会長：秋田大学名誉教授 能登文敏)

第 4 条 主 管

NPO 法人「クリーン・エナジー・アライアンス (Clean Energy Alliance)」

第 5 条 開催方式

クリーン・エナジー・コンペティション(C・E・C)方式とする。

第 6 条 開催期日

- 『ワールド・ソーラーバイシクル・レース』
2010年8月7日(土) 最高速度コンテスト
2010年8月8日(日) カテゴリーA・B 100kmマラソン
カテゴリーS 耐久ラリー
- 『ワールド・ソーラーカー・ラリー』
2010年8月10日(火)～8月12日(木)

第 7 条 開催場所

本大会は、秋田県『大潟村ソーラースポーツライン』(1周 25.000 km)において開催される。

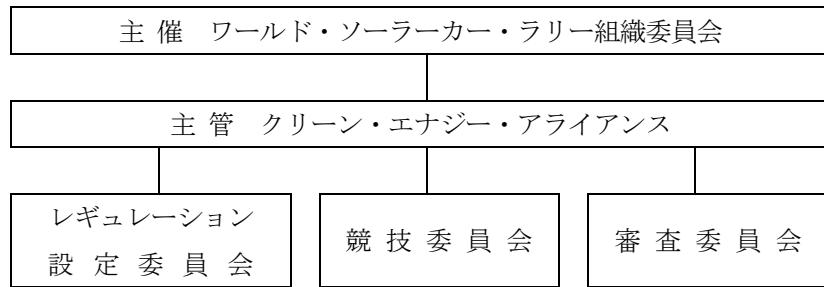
第 8 条 後 援 (予定)

秋田県、大潟村、日本太陽エネルギー学会、NPO 法人 環境あきた県民フォーラム ほか

第 9 条 協 賛 (予定)

主旨に賛同する企業、機関、団体 など

第 10 条 大会組織図



第 11 条 大会役員

別途役員名簿による。

第 12 条 事務局

事務局を、NPO 法人「クリーン・エナジー・アライアンス」内に置く。

〒010-0443 秋田県南秋田郡大潟村字中央1-17 村民センター内

TEL/FAX : 0185-45-3339
E-mail : wsr@ogata.or.jp

ワールド・ソーラーカー・ラリー

《第 1 章》 運 営

第 1 条 プログラム

2010年 6 月 30 日	エントリー締め切り（第 17 条参照） 太陽電池、バッテリー、燃料電池のデータシート提出締め切り
2010年 8 月 9 日	入村受付 車両検査
2010年 8 月 9 日	再車両検査
2010年 8 月 9 日	タイムトライアル
2010年 8 月 10 日	9 : 00 ~ 17 : 00 第 1 日目
2010年 8 月 11 日	8 : 00 ~ 17 : 00 第 2 日目
2010年 8 月 12 日	8 : 00 ~ 16 : 00 最終日

第 2 条 大会の名称及び概要

- 『ワールド・ソーラーカー・ラリー』（以下『本大会』と称す。）
2 本大会は、太陽の光を唯一のエネルギー源として、3日間約25時間を走破する国際耐久ソーラーカーラリーである。

第 3 条 主 催

『ワールド・ソーラーカー・ラリー組織委員会』（会長：秋田大学名誉教授 能登文敏）

第 4 条 主 管

NPO 法人「クリーン・エナジー・アライアンス（Clean Energy Alliance）」

第 5 条 日程及び開催地

本大会は2010年8月10日～8月12日までの3日間、秋田県『大潟村ソーラースポーツライン』（1周25km）において開催される。

第 6 条 費 用

本規定において、通貨はすべて日本・円とする。

払込先 : 秋田銀行 大潟支店 普通預金 79721
口座名 : 「ワールド・ソーラーカー・ラリー組織委員会」

第 7 条 規定の改正

本大会の競技委員会は本規定を変更することができる。

第 8 条 異議申立て

異議申立てを行う場合には、対象となる事態の発生から1時間以内に、書面にて提出しなければならない。

- 2 異議申立てを行うことができるのは各チームの代表者に限られる。
3 審査委員会の裁定結果は、関係当事者にのみ口頭で通知される。
4 競技時間中の規則違反、不正行為に対する抗議は、その日の競技終了後1時間以内とする。
5 競技の結果に対する抗議は、各競技日の暫定結果発表後30分以内でなければならない。
6 審査後、ただちに裁定が下されない場合は、その裁定発表の日時と場所を明らかにして延期することができる。

第9条 事実認定

大会役員または競技委員会が事実認定を行うものとする。

第10条 チームの代表者及びドライバーズ・ブリーフィング

チームの代表者及びドライバーは、大会競技委員会が実施するブリーフィングに参加しなければならない。

第11条 競技車両の識別

各チームにナンバーを割り当てる。

第12条 IDカード

各チームのドライバー、ピットクルーにIDカードを配布する。

第13条 公式通知

その他本規定以外に必要な事項に関しては、ブリーフィングの会場及び公式通知にて公示する。

《第2章》 エントリー

第14条 参加資格

本大会の参加チームのメンバーは、本規定を理解した上これを遵守することに同意するものとする。チームメンバーとは、登録された代表者、ドライバー、ピットクルー及びその他のメンバーをいうものとする。

第15条 クラス

(1) フルサイズカテゴリー：最大車両寸法 全長 5 m × 全幅 1.8 m × 全高 1.6 m

(F-1) フリークラス：無制限クラス

(F-2) ストッククラス：標準生産型太陽電池・標準生産型鉛蓄電池制限クラス

(F-3) ジュニアクラス：F-2の高校部門

(学校名でのエントリー、1名以上の指導者または教員が
メンバーに登録されていること、登録メンバーの半数以上
が学生であること。)

(2) ハーフサイズカテゴリー：最大車両寸法 全長 4 m × 全幅 1.5 m × 全高 1.6 m

(H-1) フリークラス：無制限クラス

(H-2) ストッククラス：標準生産型太陽電池・標準生産型鉛蓄電池制限クラス

(太陽電池発電量 480 W 以下、鉛蓄電池重量 45 kg 以下)

(H-3) ジュニアクラス：H-2の高校部門

(学校名でのエントリー、1名以上の指導者または教員が
メンバーに登録されていること、登録メンバーの半数以上
が学生であること。)

(FCH-1 及び FCH-2)：燃料電池部門 燃料電池及びハイブリッドクラス

(燃料電池部門に於いては JISFC の規定を準用する)

(3) 2人乗りカテゴリー：最大車両寸法 全長 6 m × 全幅 2 m × 全高 1.6 m

2人の人間を乗せるものでなければならない。

- (T-1) フリークラス：無制限クラス
- (T-2) ストッククラス：標準生産型太陽電池・標準生産型鉛蓄電池制限クラス
- (T-3) ジュニアクラス：T-2の高校部門
 - (学校名でのエントリー、1名以上の指導者または教員がメンバーに登録されていること、登録メンバーの半数以上が学生であること。)

- 2 上記各クラスの出場台数が3台に満たない場合は、クラスとして成立せず、その際クラス区分は大会競技委員会により決定される。
- 3 2000年までに大会出場実績があり、車両の基本構成要素が変更されていない車両については、車両寸法が規定に合致しない場合でも出場を認める。

第16条 チームの代表者及びドライバーの資格

- ドライバーは、日本国内の道路を走行するために必要な普通運転免許証所持者とする。ただし大会競技委員会が特に認めた場合はこの限りではない。
- 2 ドライバーは2～4名で構成するものとする。競技時間中はドライバーのみが競技車両の運転を行うことができるものとする。ただし大会競技委員会が特に認めた場合に限り、登録ドライバーの変更ができる。
2人乗りカテゴリーの同乗者は2～4名で構成するものとし、ドライバーとの組み合わせは自由とする。
 - 3 いずれの搭乗者も一人の総乗車時間が18時間を超えてはならない。また同一の搭乗者が継続して3時間以上の乗車をした後、新たな周回に入る場合は、各チームのピットにおいて20分以上休憩しなければならない。
搭乗者とは、ドライバー及び2人乗りカテゴリーの同乗者をいうものとする。
 - 4 競技中の搭乗者交代は、登録された範囲内で、各チームのピットにおいてのみ自由に行うことができる。
 - 5 競技役員の判断で、コース中であっても搭乗者の交代を命ずることができる。この時、交代する搭乗者は大会競技委員会の用意した車に乗るか、もしくは徒歩で当該地点まで行かなくてはならない。
 - 6 各チームの代表者は、メンバーの行動に責任を負うものとし、20才以上でなければならぬ。20才未満のメンバーの参加に関しては、申込み時に親権者の承諾書を添えるものとする。

第17条 申込み期間

エントリーの受付は2010年6月1日より2010年6月30日までとする。

第18条 エントリー内容の変更

チームの代表者は、予定されている車検の日時まで、競技車両の仕様やメンバー等の変更を行うことができる。バッテリーの仕様変更は2010年6月30日までとする。ただし変更内容に関しては、公式リストに記載されないことがある。

第19条 ドライバーの体重

各ドライバーの体重は運転用のウェアを含め80kg以上とし、80kgに満たない場合、不足分をバラストで調整する。

- 2 2人乗りカテゴリーの場合、合計体重は160kg以上とし、160kgに満たない場合、不足分をバラストで調整する。

- 3 ドライバーは運転時にそのバラストを車に積み込まなければならない。
- 4 各ドライバーのバラストについては、競技中に再計測する場合がある。

《第3章》 参加料

第20条 エントリーフィー（参加料）

フリークラス	35,000円
その他のクラス	25,000円

申込み期限（2010年6月30日）内にエントリーを取り消した場合、エントリーフィーは払い戻すものとする。期限以後の取り消しの場合、エントリーフィーは払い戻しをしない。

《第4章》 保険

第21条 損害の補償

メンバーは、事故・損失により損害が生じた場合、自己の責任において一切の処理を行わなければならない。また主催者及び大会役員、大会競技役員、並びにコース施設管理者が一切の損害補償の責任を免除されていることを承知していなければならない。

- 2 メンバーは全員、本大会に関し所定の傷害保険に加入しなければならない。

《第5章》 車両の仕様

第22条 動力・ソーラーパネル

太陽光エネルギーを唯一の動力源とし、競技車両の推進力に用いることができる。

- 2 太陽光収集装置は車両全体に装備することができる。ただし、走行中に可動してはならない。
- 3 F-2, F-3, H-2, H-3, T-2, T-3（第15条参照）に関しては、使用可能な太陽電池を、2010年6月30日までに一般的に市販されているものに限定する。市販品の証明は製造メーカーの仕様書によるものとする。（2010年6月30日までにメーカー、型式、発電量、性能等のデータシートを提出）
- 4 H-2, H-3は、発電量を480W以下とする。
- 5 事故或いは故障の場合以外、セル、モジュールを交換してはならない。（事故或いは故障の場合に限り競技委員会の許可を得て、同一メーカーの同一タイプのものに交換できるものとする。）

第23条 バッテリー

バッテリーの種類ごとの最大重量は次の各号によるものとする。（第15条参照）

（1）フルサイズカテゴリー

- | | | |
|-------|----------------------|---------|
| (F-1) | 1) 銀亜鉛、新開発のバッテリー | : 24 kg |
| | 2) 鉛（市販品・制御弁式） | : 75 kg |
| | 3) ニッケル・亜鉛 | : 45 kg |
| | 4) ニッケル・カドミウム、ニッケル・鉄 | : 60 kg |
| | 5) ニッケル・水素 | : 43 kg |
| | 6) リチウム・イオン | : 18 kg |
| | 7) リチウム・ポリマー | : 18 kg |

* 2種以上のバッテリーを組み合わせる場合は、各種バッテリーの重量換算に適合すること。

例] 鉛バッテリー50% (37.5kg) とニッケル・亜鉛バッテリー50%
(22.5kg)の組み合わせ可

(F-2) 鉛(市販品・制御弁式) : 75kg

(F-3) 鉛(市販品・制御弁式) : 75kg

(2) ハーフサイズカテゴリー

(H-1) 1) 銀亜鉛、新開発のバッテリー : 19.5kg

2) 鉛(市販品・制御弁式) : 60kg

3) ニッケル・亜鉛 : 36kg

4) ニッケル・カドミウム、ニッケル・鉄 : 48kg

5) ニッケル・水素 : 34.5kg

6) リチウム・イオン : 17.5kg

* 2種以上のバッテリーを組み合わせる場合は、各種バッテリーの重量換算に適合すること。

例] 鉛バッテリー50% (30kg) とニッケル・亜鉛バッテリー50% (18kg)の組み合わせ可

(H-2) 鉛(市販品・制御弁式) : 45kg

(H-3) 鉛(市販品・制御弁式) : 45kg

(3) 2人乗りカテゴリー

(T-1) 1) 銀亜鉛、新開発のバッテリー : 24kg

2) 鉛(市販品・制御弁式) : 75kg

3) ニッケル・亜鉛 : 45kg

4) ニッケル・カドミウム、ニッケル・鉄 : 60kg

5) ニッケル・水素 : 43kg

6) リチウム・イオン : 18kg

7) リチウム・ポリマー : 18kg

* 2種以上のバッテリーを組み合わせる場合は、各種バッテリーの重量換算に適合すること。

例] 鉛バッテリー50% (37.5kg) とニッケル・亜鉛バッテリー50%
(22.5kg)の組み合わせ可

(T-2) 鉛(市販品・制御弁式) : 75kg

(T-3) 鉛(市販品・制御弁式) : 75kg

2 バッテリーは再充電できるものでなければならない。

3 燃料セル／パワーパックの使用は認められない。

4 バッテリーは、第1日目スタート以後、日の出から日没までの間に太陽によって充電することができ、競技時間中は、回生制動による発電を行うことができるものとする。

5 バッテリーは、スタート時点で搭載されたものと同一品及び同数のバッテリーを全行程で使用しなければならない。

6 バッテリーは、ケースに納めて封印が可能な構造としなければならない。このケース重量は、第23条-1項のバッテリー重量には含まないものとする。

7 バッテリーの車体への取り付け方法は、封印されたケースごとシャシーにボルトで確実に固定封印するものとし、クイックリリースは認められない。

8 他のエネルギー源及びスペアバッテリーからバッテリーを充電した場合は失格となる。

9 バッテリーの重量の証明 : 製造メーカーの仕様書によって証明できるものでなければならぬ。(2010年6月30日までにメーカー、型式、重量等のデータシートを提出)

10 事故或いは故障の場合以外、バッテリーを交換してはならない。事故或いは故障の場合は、競技委員会の承認を得た上、あらかじめ登録されたスペアバッテリーとのみ交換できるものとする。ただしこの場合ペナルティの対象となる。

- 1 1 パワー用コンデンサーを使用する場合は、第1日目スタート前に電荷がゼロであることの証明ができなければならない。
＊パワー用コンデンサーの表現は、一般的なコンデンサー用途上の区別とは異なり、本大会においては『比較的容量の大きいコンデンサー（スーパー・キャパシター等も含む）が搭載されており、走行エネルギー・マネージメントの中で、一時的に走行エネルギーを担う、と判断される場合、これをパワー用コンデンサー』とする。
- 1 2 フライホイールを使用する場合、スタート前に回転していないことの証明ができなければならない。

第24条 バッテリーの保管

- 夜間、登録封印されたバッテリーすべてをバッテリー保管庫に搬入しなければならない。
(第48条参照) ただし、クリーン・エナジー・コンペティション方式で開催された場合はクリーン・エナジー・コンペティション特別実施要項によるものとする。
- 2 スペアとして登録されたバッテリーは、競技期間中バッテリー保管庫にて保管される。
(スペアバッテリーを必要としないチームはこの限りではない。)

第25条 シタビリティ

- 競技車両は、最高速度での走行時、通常の風速下において、コントロールを失うことなく、安全に走行することができなければならない。安全性に支障があると競技委員会が判断した場合、改善もしくは出場停止を命ずることがある。
- 2 必要な場合は、エアロダイナミックス装置を拡張するものとする。

第26条 競技車両の仕様

- 競技車両のデザイン及び構造は以下の各号を除き、自由である。
- (1) 競技車両は第25条のスタビリティ・テスト及び車検に合格しなければならない。
- (2) 以下の仕様は必ず守るべき必須事項である。
- (a - 1) 走行中の競技車両の大きさは、フルサイズカテゴリーは長さ5m、幅1.8m、高さ1.6m(1%の誤差を含む)、ハーフサイズカテゴリーは長さ4m、幅1.5m、高さ1.6m(1%の誤差を含む)を超えてはならない。
コーナリング時、タイヤ及びタイヤ・スペツはこの範囲を超えてよいものとする。
- (a - 2) 2人乗りカテゴリーの車両の大きさは、長さ6m、幅2m、高さ1.6m(1%の誤差を含む)を超えてはならない。高さは1m以上とする。コーナリング時、タイヤ及びタイヤ・スペツはこの範囲を超えてよいものとする。
- (b) ブレーキ：独立した2系統以上の制動装置を装備していること。
時速30km/hから22m以内に停止できなければならない。
サイドブレーキは、メインブレーキと別系統で、8%勾配の坂で有效地に停止できること。
- (c) 視界：全方向について、ドライバーの位置から通常の自動車と同様の視界が確保できなければならない。後方の視界はエレクトロニクスによるものでもミラーによるものでもよい。
ドライバーの目の高さは、フルサイズカテゴリー、2人乗りカテゴリーは最低70cm、ハーフサイズカテゴリーは最低60cmとする。

- (d) 電装品 : ブレーキランプ（赤色、後方30mで点灯が確認可）、方向指示器（60～120サイクル、橙色、前後30mで左右点灯が確認可）、ハザードランプ、クラクション（90ホーン以上）を装備しなければならない。
- これらの電装品に限り、12V 3Ahの小形制御弁式鉛蓄電池（市販品）1個の搭載を許可し、主電源から独立配線するものとする。このバッテリーは第23条のバッテリー重量には含まないものとする。競技期間中の充電及び交換は可。
- 競技車両に搭載したコンピュータのバックアップ電源（100Wh以下で競技期間中の交換は不可）は第23条のバッテリー重量には含まないものとする。
- (e) 通信機 : 無線機等（携帯電話・PHSを含む）を使用する場合、国内の無線関係法規を遵守し、かつハンズフリー装置等を使用しなければならない。ドライバーが使用する無線機等の内蔵電池は第23条のバッテリー重量には含まないものとする。
- (f) ドライバーは電気的ショックから保護されていなければならない。
- (g) 30V以上の電圧を使用するときは、高圧警告表示をしなければならない。
- (h) 高速回転体（チェーン、スプロケット、ギア、シャフト等）には保護カバーを施さなければならない。
- (i) シートベルト（3点式以上）を装備しなければならない。
- (j) スピードメーター : 正確に作動するスピードメーターを装備しなければならない。
- (k) けん引用穴あきブラケット : すべての車両の前部にけん引用の穴あきブラケット（黄色或いは赤色または橙色に塗装）がしっかりと取り付けられなければならない。
- (l) 消火器 : すべての車両は内容物が2ポンド（907g）以上の粉末またはハロゲンの手動式消火器の取り付けが義務付けられる。
- (m) コックピット : コックピット内には危険な突起物があつてはならない。
- (n) すべての競技車両は、転倒時、ドライバーの頭部を保護する構造であることが望ましい。

第27条 データシート

2010年6月30日までに競技車両の太陽電池、バッテリーの製造メーカーの仕様書を提出するものとする。
但し当大会において過去に使用実績のあるものについては提出を要しないものとする。

《第6章》 公式車両検査

第28条 不正行為

競技中或いは車検において、メンバーが本規定に対し故意に違反を犯し、他のチームに対する有利を不正に得ようとしたと審査委員会が判断したチーム、または競技の精神に反していると審査委員会が判断したチームは、失格とする。

第29条 公式車両検査

競技車両は全車、所定日時にスタート可能な状態で車検を受けるものとする。この車検は、競技車両が本規定に合致していることを確認するために行うものである。車検に不合格となった車両は本大会に出場することはできない。ただし大会競技委員会が特に認めた場合はこの限りではない。

- 2 各競技車両は、車検終了後及び競技時間内は、ピットにおいて保管する。再車検を申請する場合或いは所定の時刻に遅れた場合は、ペナルティを課す場合がある。

第30条 必要書類

ドライバーは日本国内の道路を走行するために必要な普通運転免許証及びその他の書類を準備しなければならない。ただし競技委員会が特に認めた場合はこの限りではない。

《第7章》 競技

第31条 走行

全競技車両は車検・タイムトライアル・競技走行中、指定されたコースのみを使用し走行しなければならない。

- 2 ドライバー以外の者は、競技中、競技車両を運転してはならない。
- 3 ドライバーは、いかなる場合も逆方向に走行したり、ショートカットしてはならない。
- 4 ドライバーは、競技車両を停止せざるを得ない場合、理由の如何を問わず、他の競技車両にとって危険となったり障害にならないよう、その車両ができるだけ速やかにコースから離さなければならない。
- 5 ドライバーは、タイムトライアル・競技走行中は、常に公式車検に合格したヘルメットを着用し、シートベルトを締めていなければならぬ。
ヘルメットの規格は次の各規格同等品以上とする。
 - 1) MFJ公認品
 - 2) JIS-T8133規格（ただし「125cc以下用」およびA種、B種を除く）
 - 3) Snell規格（自動車規格品）
- 6 原則として、速度の遅い競技車両はコースの左側（走行車線）を走行し、速度の速い車両がそれに追いついた場合、追い越し車両は右側車線（追い越し車線）を走行しこれを追い越すものとする。被追い越し車両は、追い越し車両の通過を妨害してはならない。
- 7 ドライバーは速度制限及び追い越し禁止等の指示のある場所においては、一般道と同様にこれを守らなければならない。

第32条 スタート

第1日目のスタートはタイムトライアルでの成績順、第2日目及び最終日は、前日までの成績順でのグリッドスタートとする。

- 2 すべての競技車両はスタートの15分前までに所定のグリッドにつき、待機しなければならない。
- 3 何らかの事情で、スタートの15分前までにグリッドにつけなかった競技車両は、最後尾からスタートするものとする。
- 4 何らかの事情でグリッドにつけなかった競技車両は、ピットからのスタートとし、ペナルティの対象となる。

第33条 ゴールの最終期限

第1日目及び第2日目は16:00、最終日は15:00以降すべての競技車両にチェックフラッグが振られ、これ以降新たな周回に入ることはできない。

- 2 第1日目及び第2日目は16:00、最終日は15:00でピットロード出口を閉鎖する。
- 3 第1日目及び第2日目は17:00、最終日は16:00をもって競技終了とし、これまでに完了している最後のコントロールラインを通過した記録をもって公式走行記録とする。
- 4 競技時間終了後、コース上に残っている競技車両は、ペナルティが課される。（第39条参照）
- 5 順位の決定に関しては、周回数、オーバータイム・ポイント制とし、同一周回数の場合は基準時（第1日目及び第2日目は16:00、最終日は15:00）からの経過時間合計の少ない方を上

位とする。ただし、オーバータイムが180に達した場合は、ペナルティBに降格し、1周減算となる。

第34条 スケジュール

全競技車両は、競技委員会の指示に従ってスケジュール通りに走行しなければならない。

第35条 コース指示

チームの代表者には、エントリー受付と同時にコース説明書を渡すものとする。ただし、最終的なコース指示は競技前日に行われるブリーフィングにて発表される。

第36条 コースの変更・修正

競技委員会及びコースマーシャルによる指示や表示を守らなければならない。

2 競技委員会はコースを変更することができる。

第37条 走行記録

各競技車両の走行記録の詳細は公式記録員が記録するものとする。

第38条 計時

計時に関する異議申立ては認められない。

第39条 移動、牽引、運搬

競技車両は、緊急の場合に限り、人間が押して安全な場所に移動することができる。

- 2 ゴール地点からピットまで、或いはピットからスタート地点までは手で押して移動することができる。
- 3 ドライバーは、競技車両のコース上での修理が不可能と判断した場合、大会競技委員会の用意した運搬車両でピットまで運ぶことができる。(第43条参照)
- 4 規定の時間までに戻れなかった競技車両はペナルティの対象となり、自力走行不能な車両は大会競技委員会によって回収される。(第33条参照)
- 5 搬送の際、いかなる回生式のパワーシステムも作動させてはならない。

第40条 リタイア

リタイアする場合は、競技委員会に書面で通知しなければならない。

第41条 コントロールポイント

報道及び車体点検のため、コースに沿ってコントロールポイントを設ける場合がある。

2 コントロールポイントでは、各競技車両は停止し、所定の時間停車しなければならない。

第42条 マナー

全参加車両は事故を防ぐため、良識をもって安全運転を励行しなければならない。

《第8章》 サービス

第43条 サービス

競技車両はピットにおいてサービスを受けることができる。

2 コース上の修理は競技車両が危険な箇所（追い越し禁止ゾーン等）にある場合を除き、ド

- ライバー本人があらかじめ搭載してある工具を用いて行うことが可能である。
- 3 ドライバー本人だけで、或いは車載工具だけでは修理不可能と判断した場合、ドライバー本人もしくはピットクルーの要請により、メンバー1名が手で持てる範囲内の工具を携行してコース上の競技車両まで出向くことができる。ただしこの場合は、大会競技委員会の用意した車で移動し、これはペナルティの対象となる。
 - 4 コース上の修理が不可能となった場合、ピットまで搬送することができる。ただしこの時の搬送は大会競技委員会が行い、これはペナルティの対象となる。(第39条参照)
 - 5 競技車両は、競技時間内は、監視員の目が届かないところに移動してはならない。
 - 6 競技車両の基本的な構造材としてのシャシーは交換することはできないものとする。
 - 7 夜間の修理の際、整備場を使用する場合は、競技委員会の許可を得なければならない。

《第9章》 コースマーシャル

第44条 コースマーシャル

- コース上或いは関連施設の各部所にコースマーシャルを配置する。
- 2 コースマーシャルは安全に競技を進行するために競技車両、ドライバー及びピットクルーの動向をチェックし、それをコントロールする。また明らかに危険と見なされる走行をしている競技車両に対し、停止を命ずることができる。
 - 3 コースマーシャルは本規定の解釈や助言は行わない。
 - 4 競技中のドライバーに対する信号合図は、コースマーシャルの旗信号によって行われる。

《第10章》 車体に付ける表示

第45条 取り付け義務のある表示

- 大会競技委員会は本大会及び大会スポンサーのロゴの入った表示を配布するものとする。これらの表示は、指示に従い競技車両の車体に取り付けなければならない。
- 2 取り付けに必要な面積は以下のとおりである。
 - フロント及びリア : 100mm×200mmの大会表示
 - 両サイド : 200mm×500mmの大会表示
 - 3 車両用ゼッケンは白地に黒とし、200mm×200mmの大きさで両サイドに取り付けるものとする。(第11条参照)

《第11章》 広告及び結果の公表

第46条 広 告

- 競技車両の車体に広告を付けることができる。
- 2 マークやレタリングは不快感を与えるものであってはならない。

第47条 結果の公表

- 本大会へ参加することにより、本大会に関連する全チームは、大会組織委員会、本大会の主要スポンサー及びその関連会社が、その名前や写真をパブリシティに使用することに同意したものとする。

《第 1 2 章》 夜間の保管

第 4 8 条 夜間の保管

夜間、登録封印されたバッテリーはすべてバッテリー保管庫に保管される。(第 2 4 条参照) ただし、クリーン・エナジー・コンペティション方式で開催された場合はクリーン・エナジー・コンペティション特別実施要項によるものとする。

《第 1 3 章》 レース結果

第 4 9 条 優勝及び入賞の決定

本規定に従い、レース終了時点で最も周回数の多い順に優勝、2位、3位とする。同一周回数の場合は、オーバータイム・ポイントの合計の少ない方のチームが上位となる。

第 5 0 条 途中経過

経過スコアを、大会中隨時発表する。この途中経過にはペナルティは含まず、また正確かつ最終的なものではない。途中経過を広告に使用することはできない。

第 5 1 条 最終結果

最終結果は、競技委員長が承認した後、大会競技委員会が発表する。

《第 1 4 章》 違反・義務不履行・ペナルティ

第 5 2 条 審査委員会による審議の対象となる行為

以下の違反行為を犯したチームには、審査委員会が決定するペナルティを課すものとする。
(ペナルティリスト参照)

1. 虚偽の報告
2. 規定違反
3. 危険な走行
4. 第 3 9 条に定められた移動に関する違反
5. 警察或いは役員の指示に対する不服従
6. 追い越し車両への妨害 (第 3 1 条参照)
7. 故意による財産の破損、妨害
8. コース指示違反 (第 3 5 条参照)
9. 破損報告義務違反
10. コントロールポイントでの停止義務違反 (第 4 1 条参照)
11. ゴール最終期限超過 (第 3 3 条、第 3 9 条参照)
12. 制限速度超過 (第 3 1 条参照)
13. 車体の修理・メンテナンスに対するペナルティ (第 2 2 条、第 2 3 条、第 4 3 条参照)

第 5 3 条 失 格

以下の違反行為をしたチームは失格となるものとする。

1. 無許可のバッテリー交換 (第 2 3 条参照)
2. 無許可の封印の開封 (第 2 3 条、第 4 8 条参照)

3. 他のパワーシステムからのバッテリー充電（第23条参照）
4. 悪質な違反行為（第28条参照）
5. 悪質なマナー違反（第28条参照）

《第15章》 賞

第54条 賞典

次の各号に掲げる賞を設定し、表彰するものとする。

1. 総合優勝 : W. S. R. 杯
2. クラス別 : 優勝、2位、3位
3. 特別賞 : デザイン賞、技術賞、未来賞、チームワーク賞 等
4. 走行記録証明書

《第16章》 本規定の適用と補足

第55条 本規定の解釈

本規定に定められていない事項或いは明記されていない事項については、大会競技委員会が最終的な決定を下すものとする。

- 2 本規定及び本大会に関する公式通知や諸規則の解釈についての疑義がある場合、チームの代表者は、文書によって申立てができる。
- 3 質疑に対する回答は、審査委員会の解釈または決定を最終的なものとして関係当事者に口頭で通告される。

第56条 公式通知の発行

本規定に記載されていない競技運営上の細則や、参加者に対する指示、本規定発表後に生じた必要指示事項は、公式通知によって示される。公式通知は以下の方法で全チームに通知される。

- (1) 2010年8月5日までは、あらかじめ登録されているチームのメールアドレスにメール配信され、以後は大会競技委員会事務局により、所定の掲示板に掲示されるものとする。
- (2) 競技前及び競技期間中、必要に応じて招集されるブリーフィングにおいて通知されるものとする。
- (3) 緊急の場合は、場内放送などで伝達される。

【 附 壱 】

この規定は、『2010ワールド・ソーラーカー・ラリー』に適用されるもので、2010年6月1日より施行される。

尚、クリーン・エナジー・コンペティション方式で開催された場合はクリーン・エナジー・コンペティション特別実施要項を優先とする。

【ペナルティリスト】

ペナルティの内容

A	:	OT(オーバータイム)	60加算
		OT(オーバータイム)	180でBに降格
B	:	周回数（1周）	減算
		失格：	

課されるペナルティ

<走行について>

*定められたコース以外の走行	A
*登録されたドライバー以外の者の運転	A
*逆走	B
*競技中のショートカット	B
*停止の際の安全義務違反	A
*ヘルメット、シートベルトの未装着	A
*緊急車両の走行妨害	A
*信号遵守義務違反	A
*走行車線、追い越し車両への妨害	A
*ピットからのスタート	A × 2
*走行時間オーバー：	

第1日目、第2日目は17:00をゴールの最終期限とし、

この時間を過ぎた場合；

- 18:00までに自力走行でゴールした場合
- 18:00までに自力走行でゴールしない場合は強制搬送される
- 走行不能で搬送された場合

最終日は16:00を全競技終了時刻とし、この時間までに

ゴールしない場合は強制搬送される

*故意による走行妨害及び危険な行為（安全走行義務）	失格
*速度違反（速度指示がある場合）	警告1回目で
	同 2回目で

<ドライバー交代について>

*交代時のバラスト積載義務違反	A
*搭乗者の乗車時間オーバー（連続3時間、総乗車時間18時間）	A

<ピットストップ・車両修理について>

*後退走行の禁止（手で押し戻すのみ可）	A
*ピットアウト時の指示違反	A
*ピットへの搬入・搬出、及びバッテリー保管の指示違反	A
*コース上での修理（メンバーを派遣した場合）	A
*競技車両の搬送（走行不能の場合）	B

<バッテリー関係について>

*充電の際、反射板の使用（第22条）	A
*夜間のバッテリー保管庫への搬入時の遅刻（第24条、第48条）	A
*夜間のバッテリー保管庫へ搬入しない場合（第24条、第48条）	失格
*無許可の交換（第23条）	失格
*不正充電（第23条）	失格
*無許可の封印の開封（第23条）	失格
*第23条の10項により交換した場合	
2周 + $\frac{\text{交換容量(Wh)} \times 3}{500 \text{ Wh}}$	周回数減算 ※小数点以下切り上げ

*その他の違反行為については、審査委員会がペナルティを決定する。